



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1366	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	1
1367	〃	(〃).....	2
1368	〃	(〃).....	2
1369	〃	(〃).....	2
1370	〃	(〃).....	3
1371	〃	(〃).....	3
1372	〃	(〃).....	4
1373	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	4
1374	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	4
1375	生活保護法による医療機関の指定	(〃).....	5
1376	生活保護法による介護機関の指定	(〃).....	5
1377	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定	(長寿社会課).....	5
1378	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(〃).....	5
1379	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	6
1380	道路の区域変更	(道路保全課).....	6
1381	道路の供用開始	(〃).....	7
1382	道路の区域変更	(〃).....	7
1383	道路の供用開始	(〃).....	8
1384	道路の区域変更	(〃).....	8
1385	道路の供用開始	(〃).....	8
1386	都市計画道路事業の事業計画の認可	(道路建設課).....	9
1387	土砂災害警戒区域の指定	(砂防課).....	9
1388	一般競争入札による落札者の決定	(警察本部).....	9

○ 公告

	二級河川日方川水系河川整備計画の策定	(河川課).....	10
--	--------------------	------------	----

告 示

和歌山県告示第1366号

和歌山県和歌山市堀止東1丁目・小松原6丁目・堀止西1丁目地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したため同条第4項の規定により公告する。

平成25年11月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市

- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市堀止東1丁目・小松原6丁目・堀止西1丁目地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市堀止東1丁目・小松原6丁目・堀止西1丁目地区
- 5 認証年月日
平成25年11月6日

和歌山県告示第1367号

和歌山県有田郡有田川町大字小原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成25年11月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成23年3月1日から平成25年2月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字小原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字小原の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年11月6日

和歌山県告示第1368号

和歌山県日高郡印南町大字印南の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成25年11月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡印南町大字印南の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡印南町大字印南の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年11月6日

和歌山県告示第1369号

和歌山県日高郡印南町大字印南の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

0号) 第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
平成25年11月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡印南町大字印南の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡印南町大字印南の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年11月6日

和歌山県告示第1370号

和歌山県日高郡印南町大字印南の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
平成25年11月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月26日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡印南町大字印南の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡印南町大字印南の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年11月6日

和歌山県告示第1371号

和歌山県日高郡印南町大字山口の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
平成25年11月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡印南町大字山口の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡印南町大字山口の一部地区
- 5 認証年月日

平成25年11月6日

和歌山県告示第1372号

和歌山県和歌山市冬野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年11月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月21日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市冬野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市冬野の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年11月6日

和歌山県告示第1373号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年1月6日まで縦覧に供する。

平成25年11月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成25年10月31日
- 2 名称
特定非営利活動法人震災から命を守る会
- 3 代表者の氏名
臼井康浩
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市北出島85番地の21
- 5 定款に記載された目的
この法人は、国民すべてに対して、地震防災に関する事前対策活動及び広報に関する事業を行い、地震に依る被害軽減に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1374号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年11月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
海南医 101-18	さいかクリニック	海南市下津町丁97-1	平成 25.9.30

和歌山県告示第1375号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年11月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
海南医 114-25	さいかクリニック	海南市下津町丁97番地1	平成 25.10.1

和歌山県告示第1376号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年11月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
株式会社アップワ ード	大阪府堺市南区檜尾 550番地	上富田グループホー ムさくら	西牟婁郡上富田町朝 来2086番地の12	認知症対応型共同 生活介護・介護予 防認知症対応型共 同生活介護	平成 25.10.25

和歌山県告示第1377号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成25年11月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業 者 番 号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種 類	指 定 年 月 日	指 定 の 有 効 期 間 の 満 了 の 日
30717006 15	株式会社グリーン スマイル	ケアプランセンター グリーンスマイル	紀の川市中井阪310-3 スチューデントハウス 105号	居宅介護支援	平成 25.9.1	平成 31.8.31

和歌山県告示第1378号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成25年11月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071700599	株式会社大東アルミ	ガーデン紀の川	紀の川市畑野上121番地1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成25.9.1	平成31.8.31
3071700607	株式会社ひとくうかんめばえ	ひとくうかんめばえ	紀の川市東大井82番地31	訪問介護・介護予防訪問介護	平成25.9.1	平成31.8.31
3071800415	株式会社こんにちは	ホームヘルプサービスエンジョイ	岩出市清水487-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成25.9.1	平成31.8.31
3072201316	社会福祉法人やおき福祉会	訪問介護支援センター	田辺市たきない町22番13号	訪問介護・介護予防訪問介護	平成25.9.1	平成31.8.31
3072100872	有限会社フルライフ	イクルケアサービス	日高郡みなべ町東吉田673-2	訪問介護・介護予防訪問介護	平成25.9.1	平成31.8.31
3072300720	合同会社みやび	介護ステーションみやび	新宮市新宮3622番地の45	訪問介護・介護予防訪問介護	平成25.9.1	平成31.8.31
3071401107	株式会社ジャック	ジャックと豆の木	海南市藤白142番地5	通所介護・介護予防通所介護	平成25.9.1	平成31.8.31
3072201308	株式会社むつみ	むつみの家	田辺市むつみ10番4号	通所介護・介護予防通所介護	平成25.9.1	平成31.8.31
3072100864	有限会社フルライフ	イクルデイサービス	日高郡みなべ町東吉田673-2	通所介護・介護予防通所介護	平成25.9.1	平成31.8.31
3071401099	株式会社バジル	福祉用具バジル	海南市南赤坂11	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成25.9.1	平成31.8.31

和歌山県告示第1379号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成25年11月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡広川町大字西広字檜長1321の1
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年11月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
有田郡有田川町大字有原字砂田134番1地先から同町大字有原字砂田134番2地先まで	旧	4.75 } 11.40	57.35	無名橋 L=3.30
同上	新	6.87 } 34.19	57.35	無名橋 L=3.30

和歌山県告示第1381号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年11月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字有原字砂田134番1地内(ただし、関係図面に表示する部分のみ。)

供用開始の期日 平成25年11月15日

和歌山県告示第1382号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年11月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 たかの金屋線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字高津尾字中木1469番2地先から同町大字高津尾字中木1459番2地先まで	旧	6.90 } 14.46	577.00	仮設道廃止

日高郡日高川町大字高津尾字中木1471番2地先から同町大字高津尾字中木1460番1地先まで	旧	10.30 } 46.10	662.80	
同上	新	10.40 } 46.50	662.80	

和歌山県告示第1383号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年11月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 たかの金屋線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字高津尾字中木1471番2地先から同町大字高津尾字中木1460番1地先まで

供用開始の期日 平成25年11月15日

和歌山県告示第1384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年11月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 龍神十津川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
田辺市龍神村東字蘆ヶ崎1923番1地先から同市龍神村東字朽谷869番1地先まで	旧	5.00 } 11.10	58.00	桂橋 L=9.00
同上	旧	9.70 } 18.90	50.00	桂橋 L=15.70
同上	新	9.70 } 18.90	50.00	桂橋 L=15.70

和歌山県告示第1385号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年11月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 龍神十津川線

供用開始の区間 田辺市龍神村東字鷺ヶ崎1923番1地先から同市龍神村東字朽谷869番1地先まで

供用開始の期日 平成25年11月15日

和歌山県告示第1386号

和歌山都市計画道路事業の事業計画については、平成25年10月30日付け国近整計管和都業第2-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成25年11月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画事業の種類及び名称

和歌山都市計画道路事業 3・3・9号西脇山口線

2 施行者の名称 和歌山県

3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1387号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年11月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地すべり

2 土砂災害警戒区域の名称

庵谷（82）、上芝（81）、伏菟野（496）

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1388号

交番・駐在所ネットワークシステム構築及び貸貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年11月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
交番・駐在所ネットワークシステム構築及び賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
平成25年10月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社・株式会社富士通マーケティングコンソーシアム
(代表者)
富士通リース株式会社
東京都千代田区神田練堀町3番地
(構成員)
株式会社富士通マーケティング
東京都文京区後楽一丁目7番27号
- 5 落札金額
57,172,500円（うち消費税及び地方消費税の額2,722,500円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年8月27日

公 告

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、二級河川日方川水系河川整備計画を次のように定めたので、同条第6項の規定により公告する。

平成25年11月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1章 日方川水系の流域及び河川の概要

1.1 流域の概要

1.1.1 地形

日方川は、その源を和歌山県海南市東部の鏡石山（標高 555m）に発し、途中大谷川、薬師谷川等の支川を合流しながら海南市の市街地を西流し、和歌山県海南市日方で、海南港に注ぐ流域面積 12.0km²、幹川流路延長 8.0km の二級河川である。

流域の地形は南東方向から北西方向に徐々に標高が低くなっており、上流部は中起伏山地から小起伏山地となり、中下流域は、扇状地性低地、三角州性低地が広がっている。河口部は、埋め立てられ、工場等が立地している。

1.1.2 地質

上中流域を中心に変成岩（緑色片岩・黒色片岩）を主体とした山地・丘陵地が広がるが、中流・下流の河道沿いには砂層による沖積平野が開け、住宅地、水田に利用されている。

1.1.3 気候

流域の気候は、瀬戸内気候区に属し、年平均降水量は約 1,400mm、年平均気温は約 17.0℃であり、和歌山県下においては、降水量が少ない地域となっている。しかし、梅雨期、台風期に集中豪雨が多く発生する。

1.1.4 流域の歴史・文化

(1) 歴史

日方川流域を含む海南市は、美しい山と海に囲まれ、万葉の昔から名勝の地として歌にも詠まれ、古くから熊野詣の要衝の地として栄えた。また、戦国時代には全国を制覇しようと目論む織田信長側とこれを阻む雑賀衆との合戦も行われ、江戸時代には紀州徳川家が黒江地区を紀州漆器の生産地として特別の保護を与え、大いに栄えた。

昭和 9 年 5 月には、黒江町、内海町、日方町、大野村の 4 町村が合併し旧海南市が誕生した。その後、昭和 30 年 4 月には、海草郡 巽村、亀川村、南野上村、北野上村、中野上村を編入し、平成 17 年 4 月に海草郡下津町と対等合併し、現在に至る。

(2) 文化

日方川流域には、「松代王子」や「呼び上げ地蔵」など熊野古道を中心とした地域の歴史や文化を物語る多くの史跡・名勝が存在するほか、国指定の重要文化財である願成寺の「木造十一面観音像菩薩立像」や、県の有形文化財に指定されている「禅林寺文書」など、数多くの文化財が存在する。

また、レジャー施設も充実しており、「わんぱく公園」や鏡石山へ続くハイキングコースが整備された「森林公園雨の森」などがある。

1.1.5 土地利用

日方川流域は和歌山県北西部に位置し全て海南市に属している。流域の土地利用は、山地が約 58%、水田・畑が約 21%、宅地等の市街地が約 21%となっている。

1.1.6 人口

海南市の人口は減少の一途をたどっているが、昭和 60 年以降核家族化により世帯数は若干の伸びを示している。国勢調査の推計値より、平成 17 年における海南市の人口は 57,744 人、世帯数は 20,650 世帯である。昭和 45 年の人口の 81.1%にまで減少し、また 65 歳以上人口が 26.9%を占めており高齢化が進んでいる。

1.1.7 産業

海南市は、四季を通し温暖な気候に恵まれていることから、南部では、みかんやびわ、北部では、桃の栽培が盛んであり、沿岸部では、シラスやワカメなどの海の幸にも恵まれている。

また、黒江地区周辺は日本四大漆器の一つである「紀州漆器」の産地であるほか、日用家庭用品における水まわり製品において全国シェア約 80%を占めている。

海南市の産業別就業者数をみると、第三次産業の就業者数は概ね横這いの状況であるが、第一次産業及び第二次産業は減少傾向が見られる。

第 2 章 日方川の現状と課題

2.1 治水の現状と課題

日方川流域では、過去、昭和 9 年室戸台風、昭和 27 年 7 月豪雨、昭和 36 年第 2 室戸台風などの洪水により、家屋が全壊するなど甚大な被害を受けた。近年では、昭和 57 年 8 月の豪雨により下流部を中心に床上浸水家屋 85 戸、床下浸水戸数 577 戸の浸水被害を被った。これを契機として河川改修事業に着手したが、平成元年 9 月集中豪雨による床上・床下浸水家屋約 1500 戸以上に及ぶ被害や、平成 7

年、10 年、12 年、13 年、21 年と浸水被害が発生していることなど治水上の安全性に問題があるため、早急に治水対策を行う必要がある。

2.2 利水の現状と課題

河川水の利用については、重根地区を主に、農業用水として約 99ha のかんがい区域に供給が図られている。

日方川では、21 件の慣行水利権が存在し、その多くが以前からのものですべて自然取水により利用されているが、その実態は明らかではない。近年、日方川では渇水による被害は報告されていないが、経年的な河川流況を把握・蓄積して、正常な河川流量の確保に向け、適正な水利用が図られるよう努める必要がある。

2.3 河川環境の現状と課題

日方川は平成 11 年 11 月に実施した環境調査などによると、上流域は、標高 300m～600m 程度の稜線に囲まれ、アカマツ－モチツツジ群集が、水田にはウリカワ－コナギ群集が広範囲に見られる。河床は砂礫で覆われ、水際にはキシウスズメノヒエ群落、ミゾソバ群落、カナムグラ群落、ジュズダマ－ヌカビキ群落が分布する。また、オイカワ、カワムツ、カワヨシノボリ、ドンコ、ギンブナが生息する。鳥類は、年間を通じてスズメが優占し、ツバメ、セグロセキレイ、ヒヨドリも多く確認された。その他、キセキレイ、ホオジロ、アオサギ、アオジ、ハシボソガラス等も確認されている。

中流域は、起伏の小さい尾根が次第に高さを減じ平野部へと移行しており、河川は水田地帯を流れ、周辺には宅地が点在している。河床は上流域同様に砂礫で覆われ、水際には上流域と同様の草本類が分布する。河道内には農業用取水堰が多数設置され、堰により流れが湛水している箇所も多く見受けられる。そのため、止水性のフナ類の生息が比較的多く確認されている。

下流域は、度重なる埋め立てが行われてきた区間であり、文禄年間(1592 年～1596 年)以前は、現在の JR 海南駅までが海であったが、長年にわたる埋め立ての結果、日方川は更に西へ延伸された。川幅はやや広く、市街地の中を直線的に流下している。低地部の市街地および工業地帯には二次草地のキシウスズメノヒエ、ヒメジョオンが見られ、日方川沿川には千種神社のクスやスギの大木が見られる。

河道内植生はごく小面積のパッチ状ではあるが、海浜植物のツルナの優占群落が見られる。魚類では、ヒイラギ、ボラ、アベハゼ、コトヒキ、ウナギ、コノシロ等が生息している。鳥類は、ドバトが年間を通じて優占し、その他、カモメ、ユリカモメ、セグロカモメ、ウミネコ、コチドリ、イソヒヨドリ等が確認されている。

また、日方川河道には農業用取水堰に魚道が設置されていないため、魚類の移動に対し障害となっている。

水質については、昭和 49 年に環境基準 D 類型 (BOD8mg/l 以下) に指定され、BOD75%値をみると、環境基準点である、河口に近い新港橋地点および上流の共栄橋地点において環境基準を満足している。水素イオン濃度 (pH)・浮遊物質 (SS)・溶存酸素量 (DO) についても、環境基準を満足している。なお、大腸菌群数は基準値が設定されていないが、10,000 (MPN/100ml) を超えた数値を示している。また、水質が基準値を満足していることから、平成 23 年に環境基準が C 類型 (BOD5mg/l 以下) に見直しされている。

河川空間の利用については、日方川中・下流部は狭小な河川であり、水辺に降りる場所が少ない状況である。しかし、生活空間が日方川沿いに発展していることから、親水性の向上が必要となっている。

第 3 章 日方川水系河川整備計画の目標に関する事項

3.1 河川整備計画の対象区間

二級河川日方川水系の河川のうち、和歌山県知事が管理する全区間を対象とし、そのうち背後地の資産状況、過去の浸水状況等を踏まえ、洪水対策として年超過確率 1/30 の規模の降雨(概ね最大 60 分雨量 70 mm)により発生する洪水に対する安全度の満たされていない区間で、特に重要と考えられる下流の約 1.5k m について事業を実施する。

3.2 河川整備計画の対象期間

本河川整備計画は、日方川水系河川整備基本方針に基づき河川整備の目標および実施に関する事項を定めるものであり、その対象期間は計画策定から概ね 20 年間とする。

なお、本整備計画は、現時点での地域の社会状況、自然状況、河道状況に基づき策定するものであり、策定後の状況変化や新たな知見・技術の進歩等の変化が生じた場合には、適宜、河川整備計画を見直すものとする。

3.3 計画の目標に関する事項

3.3.1 洪水、高潮等による災害発生の防止または軽減に関する事項

洪水対策として年超過確率 1/30 の規模の大雨が降った場合に発生する洪水を安全に流下させることを目標として、河川幅の拡幅、築堤、河床掘削等の整備を進め、治水安全度の向上を図る。

また、整備途上段階における施設能力以上の洪水や整備目標流量を上回るような洪水が発生した場合にも、被害を最小限に抑えるため、情報伝達体制及び警戒避難態勢の整備、水防時の自主防災意識の向上等、総合的な被害軽減対策を関係機関や沿川住民と連携して推進する。

3.3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

日方川の河川水は、農業用水等に利用されており、渇水による被害は報告されていない。流水の正常な機能を維持するため、渇水時の流況とともに水利使用の実態を把握し、それらをもとに関係機関と連携を図りながら適正な水管理、水利用に努める。

3.3.3 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、流域的な視点から、治水及び利水との整合や関係自治体等と調整を図り、住民にとって親しみやすく新しい魅力を創出する川を実現するため、身近な自然を保全するとともに、沿川地域の環境との連続性や、上下流への連続性に配慮し、生き物にも優しい川づくりを進める。

河積に余裕が見込める場所では、親水護岸の整備など、より水辺に近づきやすい親水空間を創出する。また、河川改修後も、瀬・淵などにより河道の縦横断形の変化と連続性に配慮し、学識経験者からのヒアリング結果(平成 18 年 7 月)を踏まえ、水域から陸域への植生の連続性や、採餌場・休憩場など多様な生物の生息環境の保全に努める。

第 4 章 河川の整備の実施に関する事項

4.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

4.1.1 流下能力向上対策等

計画区間について河川整備を行うことにより、年超過確率 1/30 の規模の降雨により発生する洪水において、基準地点大坪橋での流量 145m³/s (1.5k 地点：神田橋での流量 150m³/s に相当) を安全に流下させるものとする。

河川整備の実施にあたっては、自然環境や周辺景観に十分配慮し、地域住民や関係機関等と協議・

調整の上、河川工事を進めていく。

河川改修の概要は表 4-1、図 4-2 のとおり、標準断面図は図 4-3 のとおりである。

4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

4.2.1 河川維持の目的

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する環境機能、オープンスペースとしての機能、レクリエーション機能、防災機能等の多面的な機能を十分発揮できるように、具体的な維持管理内容を定めた河川維持管理計画を策定し、定期的な巡視および点検を行い、さらに住民とのパートナーシップを維持発展させ適切に管理を行っていくものとする。また、河川での不法投棄・不法占用等がみとめられる場合は、流域自治体や関係機関と連携し、啓発や指導を行う等適切な処理を行う。

4.2.2 河川の維持の種類及び施行の場所

(1) 河道の維持

出水期前後等に巡視を行うほか、平常時は住民からの情報提供を受けて、河道内において、土砂、流木、樹木等によって川の流れが阻害されていないか点検しその結果、治水上問題があると判断した場合には、洪水や高潮時に河川の疎通機能を十分に発揮できるよう河道断面の維持に努める。

(2) 河川管理施設の維持

河川管理施設の機能を十分に発揮させることを目的として、機能の低下を防止するための修繕、機器の更新を行うとともに、施設自体の質的低下を防止するための補修等の対策を行う。

(3) 許可工作物の指導・監督

堰や橋梁などの河川占用施設の新設や改築・修繕等が、治水上の安全性や、流水の正常な機能を損なうことなく、また、河川環境に配慮して水生生物などの生息環境への影響が最小限となるように施設管理者への指導・監督を行う。

(4) 水量・水質の保全

関係機関との連携のもと、経年的な水位や水質観測データを収集し、水量や水質の現状を把握するために環境情報の整備に努める。

水質については、流入負荷軽減に向け、法令に基づく排水規制の徹底や、河川環境保全の意識の啓発など自治体・地域と協働し、水質の保全に努める。また、水質事故が発生した場合は、関係機関との連携により適切に対処する。

4.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

一部区間の流下能力不足等に伴う浸水被害の軽減・解消のため、上下流のバランスを考慮しながら、河床掘削や障害物の除去等による流下阻害対策を実施する。

また、異常気象や集中豪雨に見られるような計画規模を上回る洪水が生じた場合には、甚大な被害が予想される。人命、資産などの被害を最小限にとどめるには河川改修による流下能力の拡大の推進などのハード面の整備だけではなく、住民一人ひとりが地域の水防体制の必要性と内容を理解し降雨時における雨量や水位等に関する情報を幅広く収集し、提供することによって水防活動を支援し、被害の軽減に努める。

さらに、関係機関と協力し、災害情報の伝達体制や避難誘導體制の充実、住民の防災意識の向上等によるソフト面での対策として、洪水時の破堤等による浸水情報と避難方法等に係る情報を住民にわかりやすく提供し、平常時から防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、警報時・災害時における住民の円滑かつ迅速な避難が行われるよう努める。

なお、文章中の図表については省略し、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部工務課、海南工事事務所工務課に備え付け、縦覧に供する。